

平成 27 年 12 月 29 日

お客さま 各位

株式会社 宮崎銀行

マイナンバー制度開始にともなうお知らせ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に基づく社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が、平成 28 年 1 月より開始され、金融機関の取引においても法定調書等提出時に個人番号・法人番号の記載が必要となります。

お客さまにマイナンバーの提示をお願いする主な取引は以下の通りです。ご来店の際には、「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」をご持参下さいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、最寄りの営業店へお問合せください。

【マイナンバーの提示が必要な主なお取引】

個人のお客さま	法人のお客さま
投資信託・公共債など証券取引全般	投資信託・公共債など証券取引全般
マル優・マル特	定期預金・通知預金
財形貯蓄（年金・住宅）	外国送金（支払い・受け取り）など
外国送金（支払い・受け取り）など	

以上